

9-44

総学庶第818号 昭和49年6月5日

内閣総理大臣 田中角栄 殿

日本学術会議会長 越智勇一

写送付先：科学技術庁長官，通商産業大臣，原子力委員会
委員長

ふたたび原子力平和利用三原則について（勧告）

標記のことについて，本会議第65回総会の議に基づき，下記のとおり勧告します。

記

我が国における，原子力平和利用の原則については，既に1954年以降我々が明確な意見を開陳し，その三原則は原子力基本法の本質としてそのなかに取り入れられている。しかしながら，その後20年の歳月を経て，いまや当時の三原則の内容を一層明確にし，その具体的なあり方についても国民的に再確認をする時点に達していると考えられる。よって，政府は，原子力平和利用の施策については，次の諸点に十分留意すべきである。

すなわち

- (1) 当初，原子力の軍事利用防止に重点をおいて考えられた民主・自主・公開の原則の精神は不変である。しかし，原子力開発の急激な推進に伴い，また，最近の全般的環境汚染と関連して，国民の健康と安全を守ることがますます重要となっている。したがって，企業機密に名をかりて，必要な資料の提供を拒否することは絶対にゆるぎされない。
- (2) 原子力発電等原子力の利用はあくまで国民福祉優先の立場にたち，我が国の自然・社会環境に適合して，自主的に開発を行い，その安全性にかかわる資料はつねに公開され，原子力行政の民主的性格を強化すべきである。

そのために私企業に原子力原電所等の建設が，上述の要求を満たし得ない場合にはその開発体制そのものを改善すべきである。

- (3) 日本学術会議の提唱した三原則の精神は原子力の平和別用に徹し，国民の生命・健康・生活を擁護するに在ることは明らかであり，この精神は，遵守されるべきである。

原子力発電など，原子力の開発利用を国民の合意のもとに進めるには，なによりもまず原子力基本法の本質にたちかえり，民主・自主・公開の三原則をより深く，広く具体化し適用しなければならない。

9-45

総学庶第817号 昭和49年6月5日

内閣総理大臣 田中角栄 殿

日本学術会議会長 越智勇一

写送付先：科学技術庁，経済企画庁および環境庁各長官，
外務，大蔵，文部，厚生，農林，通商産業，運輸，郵政および建設各大臣

「システム科学研究所」（仮称）の設置について（勧告）

標記のことについて，本会議第65回総会の議に基づき，下記のとおり勧告します。